

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 4 月 30 日
国土交通省海事局検査測度課

1. 定めようとしていた命令等の題名

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示

2. 公示した命令等の案の当該公示の日

平成 27 年 2 月 13 日（金）

3. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表

（2）資料の入手方法

インターネットによる上記ページの閲覧、国土交通省海事局検査測度課にて配布

（3）意見提出期間

平成 27 年 2 月 13 日（金）～平成 27 年 3 月 13 日（金）

（4）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、電子メール、ファックス、郵送

（5）意見提出先

国土交通省海事局検査測度課

4. 意見募集の結果

意見提出数：2 件

5. 寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

なお、この意見募集に係る告示（案）については、現時点では制定しないこととしました。

以上

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
<p>本件告示案は、手数料を徴収するとしています。</p> <p>しかし、手数料は、国民に対して金銭的な負担を課すものであり、国民の権利義務に対して大きな影響を及ぼすものです。このため、憲法第84条や第31条に照らせば、手数料を徴収するためには、法律上の根拠が必要であると解するべきだと思います。</p> <p>ところが、同案による手数料の徴収は、法律はおろか命令にすらその根拠がないと思われ、妥当でないと思います。</p> <p>その上、同案は、安全管理システムに重大な不適合が発生したことが明らかな場合において審査を行い手数料を徴収するとしているところ、このような審査及び手数料の徴収は、ほぼ強制的に行われることになると思われ、これを法令の根拠なく告示によって行うことは、著しく妥当性を欠くと思います。</p> <p>したがって、本件のような手数料を徴収する制度を設けるのであれば、法律上の制度としてこれを明確に規定するべきだと思います。</p>	<p>本告示に規定する船舶安全管理認定書等は、船舶所有者等が、任意に申請を行い、国土交通大臣等の審査を受けて、交付等されるものです。当該船舶安全管理認定書等の交付等を受けていなくても、船舶の運航は可能です。</p> <p>このように、利用するかどうかを申請者の自由な意思に委ねている、国の事務の手数料の徴収については、法令に根拠のあることを要しないとされています。</p> <p>なお、本告示は現時点で制定しないこととしました。</p>
<p>新たに設定する手数料の額についても意見公募するべきである。</p>	<p>本告示は現時点で制定しないこととしたため、頂いたご意見については、今後検討する際の参考といたします。</p>